

(債) 令和8年度東松島市東部地域包括支援センター運営業務 仕様書

本仕様書は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の47の規定に基づき、本業務受託事業者（以下「受託者」という。）が設置した地域包括支援センター（以下「センター」という。）において実施する業務に関し必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

東松島市東部地域包括支援センター運営業務

2 目的

法第115条の46第1項に規定するセンターの運営を行い、地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳のある生活が送れるよう、健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

受託者は本仕様書のほか、以下の法令等を遵守して業務を行うこと。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）
- (2) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- (3) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- (4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- (5) 高齢者虐待防止法（平成17年法律第124号）
- (6) 個人情報保護法（平成15年法律第57号）
- (7) 地域支援事業の実施について（老発第0609001号通知）
- (8) 地域包括支援センターの設置運営について（老計発第1018001号等）
- (9) 東松島市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
- (10) 東松島市地域包括支援センター運営実施要綱
- (11) 東松島市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

3 履行期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

4 主となる担当業務地域

東松島市大曲地区、赤井地区

5 設置場所及び建物設備

(1) 設置場所

受託者は担当業務地域内に本業務を運営する事務所を設置することを基本とし、利用者の利便性に配慮すること。

なお、やむを得ず担当業務地域内に事務所を設置できない場合は、利用者対応策を明記の上、契約締結前に届け出ること。

(2) 建物設備

- ア 高齢者に配慮した設備を有し、事務所を2階以上に設置する場合はエレベーターを有する建物であること。
- イ 利用者専用の駐車スペースを敷地内又は隣接地に確保すること。
- ウ 機械警備の設置及び施錠できる保管庫を有し、セキュリティを確保すること。
- エ 事務室は、専用の部屋を設けることとし、併設する法人本部等の事務室等と共有しないこと。また、事務室には受付カウンターを設置し、相談時にはプライバシーが確保されるよう相談室を設けること。
- オ 専用のパソコンを2台以上常備し、インターネット接続環境を確保するとともに、新規メールアドレスを取得すること。なお、同パソコンのセキュリティ機能を確保すること。
- カ 事務机及び椅子を職員数分確保し、パソコン用のプリンター、ファクシミリ、電話器を配置すること。
- キ 独立したセンターの看板（名称は指定する）及び案内板等を1つ以上道路側から見える場所に設置し、地域住民への周知に努めること。
- ク 車両に担当センター名称を掲げること。

6 業務時間及び休業日

(1) 業務時間

窓口の開設時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分とする。

ただし、夜間等の緊急の相談に備えるため、休日を含めた24時間対応可能な体制を確保すること。

(2) 休業日

原則、休日は次のとおりとするが、休日にセンター事業を実施することは差し支えない。

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から同月31日及び1月2日、同月3日まで

7 配置職員

(1) 常勤専従の職員は次の職を有するものとし、以下のア～ウについて、それぞれ1人以上配置すること。

ア 「保健師その他これに準ずる者」

準ずる者とは、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。

イ 「社会福祉士その他これに準ずる者」

準ずる者とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者とする。なお、将来的に社会福祉士の配置を行うこと。

ウ 「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」

準ずる者とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメント

トリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者をいう。なお、将来的に主任介護支援専門員の配置を行うこと。

※参考 令和8年7月1日現在の東部地域包括支援センターの専門職体制

保健師に準ずる者…1名、社会福祉士…2名、主任介護支援専門員…1名

(2) 総括責任者

総括責任者（センター長）を定めるものとする。なお、統括責任者は、配置職員の統括及び適正な業務指導を行うことができるものとし、上記（1）の職員が兼務することができる。

(3) ケアプラン専任職員

介護予防ケアマネジメント業務におけるケアプラン作成に係る業務負担のさらなる軽減を図るため、実情に応じてケアプラン専任職員の配置を認める。

配置職員は、原則として介護支援専門員とするが、センター全体でのケアプラン作成に係る負担軽減が図れることを条件に、介護支援専門員以外の専門職等の配置も可とする。

(4) 仕様書に定めている事業以外の業務との兼務は原則は認めない。

(5) 育児休暇又は病気休暇等

上記（1）の職員が育児休暇又は90日以上病気休暇を取得する場合は、速やかに代替職員を補充すること。なお、新規採用した場合は、履歴書の写しと資格の確認できる書類（免許の写し等）を提出すること。

(6) 配置職員の異動等

配置職員に異動等が生じる場合は、市の事前承認を得ることとし、書面をもって報告すること。また、新規採用した場合は、上記（5）と同様とする。

事故等やむを得ない事情で異動等が生じる場合は、この限りでない。この場合は、市に早急に連絡の上、事前承認を得ることとし、書面をもって報告すること。

8 業務内容

以下の事業は必須業務として実施する。

(1) 第1号介護予防支援事業

[法第115条の45第1項第1号ニ（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）]

(2) 包括的支援事業 [法第115条の45第2項第1号から第3号]

ア 総合相談支援業務 [法第115条の45第2項第1号]

イ 権利擁護業務 [法第115条の45第2項第2号]

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 [法第115条の45第2項第3号]

エ 第1号介護予防支援事業<<介護予防ケアマネジメント>>

[法第115条の45第1項第1号ニ（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）]

(3) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築 [法第115条の46第7項]

(4) 地域ケア会議に関する業務 [法第115条の48第1項]

(5) 指定介護予防支援業務 [法第8条の2第16号]

(6) 任意事業 [法第115条の45第3項]

(7) 別紙に定める機能強化事業

(8) その他の業務

9 業務内容の詳細

業務の実施については、「センター運営マニュアル」及び毎年度定める東松島市地域包括支援センター運営方針、その他関連通知、または通達に従い実施すること。なお、関係法令等の改正に伴い変更する場合がある。

業務内容は次に掲げるものとし、第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業の一部を除き、第三者に再委託することはできない。

(1) 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）

総合事業において、居宅要支援被保険者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に実施されるよう必要な援助を行うものとする。

(2) 包括的支援事業

ア 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行うものとする。

(ア) 地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を見出し、適切な支援へのつなぎや継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、民生委員や地域の関係機関との連携を図りながら地域における様々な関係者のネットワーク構築を図るものとする。

(イ) 実態把握

地域におけるネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者 世帯への個別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行うものとする。

(ウ) 総合相談支援

a 初期段階の相談対応

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与または緊急の対応の必要性を判断し、適切な対応を行う。

また、適切な情報提供を行うことにより相談者自身が解決することができると判断した場合には相談内容に即したサービスまたは制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行うものとする。

b 継続的・専門的な相談支援

初期段階の対応により、専門的・継続的な関与または緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定するものとする。支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認するものとする。

イ 権利擁護業務

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心し

て尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行うもの。

(7) 高齢者虐待の防止及び対応

虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に則した適切な対応をとる(詳細の業務については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(平成30年3月改定厚生労働省老健局)を参照のこと)。

また、例年6月頃に実施される「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査等については、国から県を通じて市へ照会があるため、センターは市からの照会に対して、速やかに対応し、正確な回答を行うこと。

(イ) 消費者被害の防止

電話・訪問販売による消費者被害を未然に防止するため、消費者センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な状況提供を行う。

(ウ) 老人福祉施設への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市に状況等を報告し、措置入所の実施を求める。

(エ) 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てにあたっての関係機関の紹介などを行う。

申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、意思決定支援の緊急性が高く、成年後見制度の活用が必要と認める場合、速やかに市に状況報告し、市長申立てにつなげる。

また、成年後見制度を幅広く普及させるための広報啓発を実施する。

(オ) 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が問題解決に向けて支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、センターに配置されている専門職が相互に連携するとともに、センター全体で対応を検討し、速やかに必要な支援を行う。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携、在宅と施設の連携など、地域において他職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものとする。

(7) 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する。

また、地域の介護支援専門員が、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル

活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

(イ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員の情報交換等を行う場を設定するなど介護支援専門員のネットワークを構築し、その活用を図る。

(ロ) 日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員の日常的な業務の実施に関し、介護支援専門員に対する個別の相談窓口の設置、居宅（介護予防）・施設サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援など、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行う。また、地域の介護支援専門員資質向上を図る観点から、必要に応じてセンターの各専門職や関係機関とも連携の上、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行う。

(ハ) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携のもとで具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

エ 第1号介護予防支援事業

《介護予防ケアマネジメント》（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）

介護予防ケアマネジメントは、基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行うもの。

(3) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティアサービス活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要であることを踏まえ、連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括ネットワーク」の構築のため、センターはこれらの関係者との連携に努めるものとする。

(4) 地域ケア会議に関する業務

地域の支援者を含めた多職種による専門的な視点を交え、介護支援専門員のケアマネジメントを通じて適切な支援につながっていない高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの検討の課題分析を蓄積し、地域課題を発見し地域に必要な資源開発や地域づくりを行うものとする。

また、市とセンターが緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら取り組みを推進していくものとする。

(5) 指定介護予防支援

介護保険における予防給付の対象となる認定者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保さえるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行うものとする。

この指定介護予防支援の業務は、センターが行う業務とされており、法 115 条の 22 の指定に基づき、市の指定を受けるものとし、業務の実施にあたっては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）を遵守するものとする。

(6) 任意事業

ア 福祉用具の購入に係る申請支援

居宅介護支援、介護予防支援の提供を受けていない、介護サービスの福祉用具の購入のみを利用しようとする被保険者への支援（福祉用具の購入に係る申請等に必要な支援。）

イ 住宅改修に係る理由書の作成及び申請支援

居宅介護支援、介護予防支援の提供を受けていない、介護サービスの住宅改修のみを利用しようとする被保険者への支援（住宅改修が必要な理由書の作成、住宅改修に係る申請等に必要な支援。）

(7) その他業務

ア 一般介護予防事業

市が実施する介護予防に資する出前講座に講師として参画し、介護予防に関する普及啓発を行うものとする。

イ 認知症総合支援事業

(7) 認知症初期集中支援推進事業

市が実施する認知症初期集中支援推進事業の認知症初期集中支援チーム員として、センターの職員で保健師又は社会福祉士の職にある者を 1 人以上配置すること。

なお、認知症初期集中支援推進事業の内容は下記のとおり。

a 各関係機関との認知症連携体制の構築

認知症の状態に応じて適切なサービスが提供されるよう、認知症総合支援コーディネーター、認知症地域支援コーディネーター、医療機関や介護サービス事業者、認知症サポーター等地域において認知症の人を支援する関係者との連携を図る。

b 普及啓発

地域住民や関係機関に対し、認知症初期集中支援チームの役割や機能についての広報活動や協力依頼を行う。

c 訪問支援対象者の把握と情報提供、訪問の実施

総合相談等から適切な医療や介護サービスにつながない市民を訪問支援対象者として把握し、チームへ情報提供を行い、必要に応じて訪問を行う。

d 情報共有等

チームの初回訪問から支援が継続している期間は、必要に応じてチーム員との同行訪問や情報共有に努めること。

e 認知症初期集中支援終了時

チーム員会議に出席し、訪問支援対象者のサービス利用状況等に関する情報を提供し、訪問支援対象者のモニタリングが円滑に行われるようにする。

(4) 認知症地域支援・ケア向上事業（普及啓発）

原則、社会福祉士のうち 1 人以上を認知症地域支援推進員として配置し、活動すること。

なお、既に社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センターが主催する認知症地域支援推進員新任研修を受講したものがいる場合は、職種を問わず優先して構わない。

配置された認知症地域支援推進員は、担当地域内の認知症の人に対し、その状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、認知症総合支援コーディネーター、認知症地域支援コーディネーター、医療機関や介護サービス事業者、地域の支援機関等と連携し、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を、市と連携して行う。

また、市の他の認知症地域支援推進員とも連携を図ること。

なお、下記(ウ)の認知症地域支援推進員との兼務も可能とする。

(ウ) 認知症サポーター活動促進・地域づくり事業（サポーター養成）

原則、社会福祉士のうち1人以上を東松島市キャラバン・メイト協議会へ登録し、活動すること。

なお、既に宮城県等が主催するキャラバン・メイト養成研修を受講し、東松島市キャラバン・メイト協議会に登録したものがいる場合は、職種を問わず優先して構わない。

登録したキャラバン・メイトは、市が認知症の普及啓発及び地域の支援体制構築のために実施する認知症サポーター養成講座等へ参画すること。

なお、上記(イ)の認知症地域支援推進員との兼務も可能とする。

ウ 会議等への参加

センターの運営にあたっては、公正・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、その方針について、東松島市地域包括支援センター運営協議会の審議を経て、承認を受けるため、原則センターの職員が出席し、説明を行うものとする。

また、定期的に行う市とセンターとの打ち合わせ、その他必要に応じて開催される会議へ出席するものとする。

10 運営体制

センターの運営体制については、次の点に留意し業務を行うこと。

- (1) 3職種を始めとする職員全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有し、連携及び協力して業務を実施すること。
- (2) センター運営業務仕様書及び計画に基づいて評価を行い、年間活動計画及び業務内容・改善内容について職員間で共有し、適宜進捗管理を行うこと。
- (3) 対応事例等について、職員が相互に報告し、ケース会議等で情報共有を行い、センター全体として対応を図ること。
- (4) 緊急対応等、必要に応じて市職員とケース支援を行うなど、行政との連携を図りながら業務にあたること。
- (5) 研修等への参加など、職員の資質向上に努めるとともに、職種に関わらず相互に連携・協働しながらチームアプローチによる運営を図ること。
- (6) センターに寄せられた苦情等については、その内容や対応方法について記録を残し、市に報告すること。
- (7) 個人情報の取扱いについては、関係法令等を遵守し、厳重に取り扱うこと。また、その保護に遺漏の無いよう十分に留意すること。
- (8) 休日及び夜間対応については、社会資源を十分に活用し、市や関連機関等と協議の上、緊

急時に対応できる体制を整備すること。

(9) 圏域を超えた業務については、担当圏域のセンターと連携を図りながら実施すること。

11 事業計画の策定・報告等

(1) 毎年度、市が定める期日までに、市の定める様式により「事業計画書」及び「収支予算書」、「重点取組目標シート」を提出すること。

(2) 毎月の業務終了後 10 日以内（該当する日が土・日・祝日の場合は翌日とする。この項目について以下同様。）に、市の定める様式により「実施報告書」を提出すること。

なお、3 月分については、3 月 31 日までに提出すること。

(3) 上半期の業務終了後、年度当初に作成した「重点取組目標シート」（中間自己評価を記載。）を 10 月 15 日までに提出すること。

(4) 毎年度事業終了後 30 日以内に、市の定める様式により「実績報告書」及び「収支精算書」、「重点取組目標シート」（年度末自己評価を記載。）を提出すること。

(4) 上記のほか、市が運営等に係る書類の提出を求めた場合は、その求めに応じること。

12 委託料

経理区分は、人件費と事業費、諸経費を明確にすること。実績報告及び精算は毎年度実施するものとし、精算の結果、余剰金が発生した場合は、市の指示に従い、返還するものとする。

なお、委託料の請求及び支払い手続きについては、契約書の定めるところによるものとする。
※地域包括支援センター運営業務にかかる精算方法については厚労省通知 平成 28 年 11 月 29 日付け「老振発 1129 第 2 号 地域包括支援センターの運営費に関する地域支援事業交付金の算定方法について」を参照すること。

※ 地域包括支援センター運営業務委託料と機能強化事業にかかる委託料は別々に精算するものとし、事業間の相殺・流用は認めない。

13 留意事項

(1) 個人情報の保護

センターは多くの個人情報を取り扱うことから、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア 各事業の実施にあたり、各業務の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、あらかじめ本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を得ること。

イ センターの業務に従事している者、または従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならない。

なお、センター退職後も同様とする。

(2) 公平・中立性

利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類に偏ることがないように、または特定の介護予防サービス事業者等に偏らないよう公平・中立性を確保すること。

14 協議事項

この仕様書に関し、疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、その都度市と協議して定めるものとする。